

令和5年第10回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年6月1日（木）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 708会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第38号 選挙人名簿から抹消すること
 - (2) 議案第39号 選挙人名簿に登録する者を定めること
 - (3) 議案第40号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること
- 7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時26分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第38号及び議案第39号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第38号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、105人である。その内訳は男64人、女41人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、280人である。その内訳は男160人、女120人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、2人である。その内訳は男1人、女1人である。

【議案第39号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回、登録する者は、平成17年6月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男530人、女403人である。決定後登録者数の合計は、男57,729人、女57,521人、合計115,250人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第40号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第40号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること】

事務局 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について公表するものである。

閲覧申出は1件で、内訳については第28条の3第1項の政治又は選挙に関する統計調査、世論調査等の閲覧が1件であった。

申出者の氏名等については、議案書に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から定時登録における報告を願う。

【定時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,305人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,417人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,209人となる。

【協議事項】

- ・令和5年第2回から第7回までの選挙管理委員会の会議録の確認について
→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

- ・海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について（事前調整）
→ 次のとおり選任する方向で決定した。

- ・海老名市議会議員選挙 選挙長 杉山委員
職務代理者 永江委員長
- ・海老名市長選挙 選挙長 中島委員
職務代理者 佐藤委員

【報告事項】

- ・投票所の投票環境向上に向けた現時点での対応の方向性について
→ 投票環境に課題がある投票所について、対応の方向性を以下のとおり報告した。
 - ・第4投票区投票所（有鹿小学校体育館）
体育館出口先の段差部分の安全対策については、「足元注意」の表示やカラーコーンの設置等で注意喚起をすでに実施済みである。また照明器具をカラーコーンの中に入れ、夜間時の対応を行っている。引き続き安全面の対策を行っていく。
 - ・第10投票区投票所（社家コミュニティセンター第1学習室）
記載台の暗さについては、記載台用照明を設置し対応する。
 - ・第19投票区投票所（杉本小学校体育館）
車いす等の通行の妨げとなっている渡り廊下等の箇所に従事者を常時配置する。また、照明器具を増設することにより、夜間の足元等の見え難さを改善する。北部公園体育館ラウンジへの投票所の変更については、今後研究していく。
- ・期日前投票所の変更、職員協力依頼等について
→ 海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙の執行に伴い、市長部局に対し、投票事務及び開票事務への職員従事、関係施設の借用等を資料のとおり依頼することを報告した。

（主な質疑等）

委員長 ビナガーデンズパークの開設期間の延長については、当該施設は若年層

等の利用が多く、これを活かすべく延長することを十分にアピールするよ
うに。

事務局 承知した。

・選挙運動用自動車（燃料）の公費負担について

→ 個別契約の燃料の供給契約について、昨今の有人給油所の減少により、掛け売りによる契約が困難となった背景から、市内セルフ給油所に対応の協力依頼を行ったところ、2つのセルフ給油所から承諾を得たことを報告した。

・全国市区選挙管理委員会連合会関東支部定期総会の議決結果について

→ 全ての議案について、全会一致をもって可決されたことを報告した。

・OCR自書式投票用紙読取分類機のスペックについて

→ 葉山町での偽の投票用紙の混入事案のように、仮に偽の投票用紙が混入していた場合でも、投票用紙の厚さ・色・材質・様式が異なれば検出可能であることを報告した。

委員長 委員から何かあるか。

委員長 京都市において、元市議会議長の市選挙管理委員が息子の出陣式を案内するはがきを複数の有権者に発送した疑いで書類送検されたという報道があった。このようなことがないように各位気を付けるように。